解散公告（第二回）

当法人は、理事会、評議員会及び総会の決議並びに平成二十四年十二月三十一日文部科学大臣の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月七日

東京都港区西新橋三丁目二五番八号
社団法人東京慈恵会医科大学同窓会
代表清算人　高橋紀久雄

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年十二月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月七日

神戸市中央区加納町六丁目五番一号
社団法人神戸工業用水会
代表清算人　横山　公一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年一月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月七日

鳥取市南栄町一五番地二
財団法人人園芸産業研究所
清算人　谷口　義晴

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十二月一日存続期間満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月七日

熊本市中央区安政町三番一三号
財団法人熊本県中小企業センター
代表清算人　中川　芳昭

解散公告（第三回）

当組合は、定期代議員大会の決議により平成二十四年十一月十五日に解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月七日

札幌市厚別区下野幌テクノパーク一丁目一番五号　富士通北海道システムズ労働組合
清算人　木村　浩司

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月七日

千葉県市川市新田五丁目八番三号
財団法人新橋学園
代表清算人　新橋シゲヲ

解散公告（第三回）

当土地区画整理組合は平成二十四年十二月二十日藤沢市長の認可により解散したので、当土地区画整理組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月七日

神奈川県藤沢市遠藤六七〇一番三
藤沢市遠藤打越地区土地区画整理組合
代表清算人　小林　義之

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十一月二十一日和歌山県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月七日

和歌山県田辺市本宮町伏拝二二五番地
財団法人伏拝保郷会
代表清算人　松本　平男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十一月十四日和歌山県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月七日

和歌山県西牟婁郡すさみ町里野五二六番地
社団法人里野保郷会
代表清算人　鵜飼　英昭

解散公告（第三回）

当法人は、社員総会の決議により平成二十四年十月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月七日

佐賀県武雄市武雄町大字永島一三二四九番地四
医療法人酒井眼科医院
清算人　酒井　忠

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十月三十一日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年十二月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年一月七日

鹿児島県肝属郡錦江町田代川原四九五七番地
医療法人水仁会
清算人　篠原　増子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県白石市白川小奥字坂下七〇番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　山田　俊一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月七日

宮城県仙台市青葉区二日町一―二三アーバンネット勾当台ビル一〇階　官澤綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　翠川　洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県富津市富津二四〇一番地一八七、最後の住所千葉県君津市西坂田三丁目五番二〇号
被相続人　亡　安藤　幸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月七日

事務所千葉県木更津市新田二丁目六番一号
かずさ総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　松岡　邦佳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県山武郡大網白里町南横川三六一三番地一四、最後の住所千葉県山武郡大網白里町南横川三一六四番地一六一中村テラスハウス一〇二
被相続人　亡　渡邉　浩

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月七日

事務所千葉市中央区中央四丁目八番八号日進ビル五階　法律事務所大地
相続財産管理人　弁護士　宮西　宏和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都東久留米市中央町一丁目一〇〇番地、最後の住所東京都東久留米市前沢三丁目八番一二号東亜グリーンハイツ四〇四
被相続人　亡　飯田五生子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年一月七日

東京都日野市高幡一〇〇八―六新扇屋ビル三〇二
相続財産管理人　谷口　朋子